

審議会等の会議結果報告

1	会議名	第10回津市上下水道事業経営審議会
2	開催日時	令和5年2月27日(月) 午後2時から午後4時まで
3	開催場所	津市上下水道庁舎 2階大会議室
4	出席者の氏名	(津市上下水道事業経営審議会委員) 加治佐隆光(会長)、小黒敏克(副会長)、石田健児、今井和美、関口敦子、高山幸憲、畑井育男、藤田雅子、松井信幸 (事務局) 上下水道事業管理者 松下浩己 上下水道事業局長 濱口耕一 上下水道事業局次長 格嶋淳夫 水道工務担当参事(兼)水道工務課長 山崎浩史 水道施設課長 池山裕介 下水道施設課長 川本勝久 上下水道管理局長 浅井英幸 上下水道管理局次長 上嶋幹久 経営企画課長 鎌井幸則 上下水道管理課長 濱地秀幸 経営企画課調整・経営企画担当主幹 山本裕介 上下水道管理課調整・管理担当主幹 野田遊喜 上下水道管理課管理担当主事 安部穂乃香
5	内容	(1) 第2次津市水道事業基本計画の中間見直しについて (2) 津市下水道事業基本計画の中間見直しについて (3) その他
6	公開又は非公開	公開
7	傍聴者の数	
8	担当	上下水道管理局上下水道管理課管理担当 電話番号 059-237-5811 E-mail 237-5811@city.tsu.lg.jp

議事内容 次のとおり

(事務局)
上下水道管
理課長

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第10回津市上下水道事業経営審議会を開催いたします。委員の皆様には大変ご多用のところ御出席を賜り大変厚くお礼申し上げます。私、本日の司会を務めさせていただきます上下水道管理課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。なお、本日の会議は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からマスクの着用、アルコール消毒などにご協力をお願いいたします。また本審議会は津市の審議会等の会議の公開に関する指針に基づき公開としており、会議結果をホームページに掲載いたしますのでご了承いただきたいと思います。それでは開催に当たりまして松下上下水道事業管理者からご挨拶を申し上げます。

上下水道事
業管理者

【挨拶】

上下水道管
理課長

それではここから着席で失礼いたします。本日の出席状況でございますが、委員10名中現在の出席委員は8名であります。今井委員につきましては少し遅れてみえるということでございます。津市上下水道事業経営審議会条例第6条第2項の規定に基づき、この会議が成立していることをご報告いたします。それでは初めにお手元に配布いたしました資料の確認をお願いいたします。第10回津市上下水道事業経営審議会事項書、座席表、委員名簿、第2次津市水道事業基本計画中間見直し概要版、津市下水道事業基本計画中間見直し概要版、参考資料、お配りしている資料は以上の6点でございます。不足している資料等がございましたらお申し出下さい。よろしいでしょうか。それでは審議会条例第6条第1項の規定により会長が議長を務めていただくよう規定していますことから、この後は加治佐会長に議事進行をお願いしたいと思います。委員の皆様へのお願いをいたします。ご発言をいただく際にはマイクのご使用をお願いいたします。会長よろしく願いいたします。

加治佐会長

それではこれより私が議長を務めます。議事運営につきましては委員各位の各別のご協力をお願いいたします。お手元の事項書2の協議事項に入りたいと思います。本日の会議の進め方ですが(1)の第2次津市水道事業基本計画中間見直しについてご協議をいただき、その後下水道工務課長及び下水道施設課長が入室の上、(2)の津市下水道事業基本計画中間見直しについて、及び(3)その他についてご協議をいただきたいと思います。また公開対象の会議でありますことから、ご発言の際は、挙手の後指名を受け名前を名乗っていただいてから御発言いただきますようお願いいたします。それでは事項(1)「第2次津市水道事業基本計画の中間見直しについて」事務局から説明をお願いいたします。

経営企画課
長

それでは、お手元にお配りさせていただきました第2次津市水道事業基本計画中間見直し概要版でございますが、今回は既

存計画の見直しでございますことから、情勢の変化や新たに行おうとする事業など、またそれに伴います財政シミュレーションの変更などを当概要版によりご説明申し上げます。それでは2枚めくっていただきまして1ページをお願いいたします。1の経緯でございます。今回ご審議いただきますのは平成30年度から令和9年度までを計画期間として策定いたしました第2次津市水道事業基本計画につきまして前期計画として位置づけました5年間で令和4年度をもって終了いたしますことから後期計画に基づく事業の実施に向けた中間見直しを行おうとするものでございます。

次に2の後期事業計画の概要でございます。まず(1)として安全で安心な水道の確保ということで、引き続き安全で安定したおいしい水道水を提供できるよう水質管理の強化とともに、水質監視体制の強化にも努めてまいります。

次に(2)といたしまして、災害に強い水道の確立ということで、地震や濁水等の災害や事故時においても安定した給水を行うため、基幹施設や基幹管路を中心とした耐震化を進めることで被害を未然に防止するとともに、危機管理体制や応急給水対策を充実させることにより、復旧が迅速に行える体制を確立してまいります。この中で右側に記載しております配水管の耐震化でございますが、全国的にインフラ施設の老朽化による断水事故の発生が問題となっている中、本市におきましても浄水場と直結している雲出川水管橋は広範囲で南東部に水道水を供給しておりますことから、早急に水管橋の劣化調査及び耐震診断を行うべく今回の見直しに加えさせていただきました。

2ページをお願いいたします。(3)として、水道運営基盤の強化でございます。水需要が減少する中で、今後も”ヒト”、”モノ”、”カネ”といった経営資源の最適化を図り、給水サービスの向上等につなげるために、次にお示ししておりますように新たな方策を加えさせていただきました。まず安定した水源の確保といたしまして、津地域南部の高茶屋配水ブロックや三雲配水ブロックはいずれも自己水源でありまして、他の配水ブロックからのバックアップ体制が構築されていない状況となっておりますことから、津地域南部への県水バックアップ構築の検討を行ってまいります。次に効率的な水運用の構築といたしまして、津、河芸、安濃の各地域において県営水道切替に伴う配水ブロックの見直しを行ってまいりましたが、今後も地盤の高低差や県営水道受水圧を利用した効率的な水運用を図り、施設の統廃合を進めることにより、維持管理費の低減や耐震化率の向上、エネルギー消費量の削減に取り組むため、配水ブロックの見直しや送水系統の見直しを行ってまいります。申し訳ございません、少し誤字がございまして、施設の拡充・更新という下側のところの5行目の、なお、芸濃北神山浄水場の芸濃の濃が芸能界の能になってまして、芸濃町の濃でございますので、申し訳ございません。それから次に右側に記載しております給水サービスの向上でございますが、定期的な漏水調査と速やかな修繕を引き続き行っていくことに加え、上下水道事業で独自のホームページを設置することによりまして、これまで広

報誌等で行ってきました各種情報の提供のさらなる充実に努めまして、市民からのホームページ上での問い合わせや、事業者による配管図の確認に対し AI を搭載したチャット機能による対応について検討をしております。

少し飛びまして 4 ページをお願いいたします。参考といたしまして給水人口の見通しと水需要予測をお示ししております。給水人口は令和 3 年度末時点で 27 万 1,182 人であったのが 40 年後の 2060 年度末には 18 万 7,911 人に、水需要は令和 3 年度末時点で 3,261 万 8,000 m³であったのが 2060 年度末には 2,199 万 3,000 m³までいずれも減少する見込みであります。右側では水道料金を記載させていただいております、本市は令和 4 年 4 月 1 日に約 28% の料金改定を実施させていただいた結果、県内 29 市町のうち 10 m³利用の場合で、上から 8 番目、20 m³利用の場合で、上から 10 番目となっております。5 ページをお願いいたします。こちらも参考といたしまして見直しの結果をふまえた財政シミュレーションを記載させていただきました。計画最終年度であります令和 9 年度の状況でございますが、表の一番下の R9 の欄にお示ししておりますとおりの資金残高は 50 億 3,185 万 4,000 円、企業債残高は 171 億 1,264 万 6,000 円となっております。なお、料金改定を行っていなかった場合を参考資料として添付させていただきましたのでご覧いただきますようお願いいたします。A3 一枚の右肩に参考資料と書いてある資料でございます。料金改定を行わずにいた場合、まず自己資金で賄おうとした場合、真ん中のグラフの通り令和 6 年度から令和 7 年度の間で資金は底をつく見込みでございます。これ以降の不足部分が約 30 億円と見込んでいることから、その分企業債でまかなう事となります。また一番下のグラフの通り全て企業債で賄おうとした場合の企業債残高は、約 250 億円となり約 80 億円増える見込みでございます。

恐れ入りますが、3 ページにお戻りいただきますようお願いいたします。まとめといたしまして、水道事業は人口減少による給水収益の減少が見込まれる中で、水道施設が一斉に更新時期を迎えることや本市は 10 市町村が合併したことから、施設数が多く、また膨大な管路延長を有するといった特徴を持っており、これらの老朽化に伴いまして、年々更新費が増大しておりますことから、老朽管更新計画等の方向性を設けるとともに、豪雨や大規模地震等の災害、水害事故等のリスク施策などこれらに要する資金確保といった課題があるということ、第 2 次基本計画が策定後 5 年が経過したことから、本計画の進捗状況の確認整理を行うとともに社会情勢の変化等を踏まえて計画の見直しを行ったこと、その見直しの具体的な内容として将来の更新投資額や維持管理費の削減、消費エネルギーの低減等を目的とした施設の統廃合による配水ブロックの見直しの再検討、また重要な基幹施設の老朽化対策として浄水場と直結する雲出川水管橋の劣化診断や耐震調査、これらに対する対策を計画に加えたこと、さらに将来的なリスク対策として自己水源のみとなっている津地域南部への県水バックアップ体制の確立を目指した方針を立案し、検討を開始することなどを記載さ

せていただきました。当計画に基づきまして、今後も引き続き、費用縮減や収益確保に努め、着実に事業を推進していきたいと考えております。以上でございます。

加治佐会長

ありがとうございます。では委員の方、ご質問ご意見お願いします。どうぞ。

関口委員

雲出川の水管橋の耐震化を加えられたということで、数年前の和歌山市の事故は非常にインパクトが大きかったのも、それを踏まえてこのような見直しをされたということは大変良いのではないかなというふうに感じました。これをやることで和歌山のときには一本しかなくてその先が全然送れないというようなことだったと思うんですけども、雲出川の水管橋が耐震化をこうやっていくと、どんなふうに良いことがあるのかなということを教えていただきたいと思いました。

加治佐会長

その辺り事務局どうぞ。

水道工務課長

まず雲出川水管橋につきましては、委員がおっしゃられたように、和歌山の事故を受けて検討を行うものでございます。和歌山の場合は、送水管と言いまして、配水池まで送る管ということであれだけ大きな影響が出ておったと思います。雲出川水管橋の場合は、一部送水管というところもございませうけども、一般の家庭のところへ送る配水管でございませう。それで先ほど経営企画課長の方から説明いたしましたけれども、三雲浄水場が松阪市側にございませう、それでそちら側から雲出川を横断しておるわけですけれども、同時にバックアップというのがこの地域にございませう。ですので、今現在被災すると、同じように落橋した場合、水が送れないという状況になっております。それを踏まえまして川を横断しないようなバックアップルートを検討するとともに、これを仮に事業を行おうとしても相当期間は必要になってくると思います。それでその間、この雲出川の水管橋というのを今和歌山の水管橋が落橋した一つの原因というのは、パトロールも行っておったんですけども、細かい部分の発見が出来なくて、補強が適切に出来なかったということがございませうので、まず耐震診断で本年度詳しく点検の仕方とか項目が出てくると思いますので、その部分を確実に点検をして、適切に処置をして、あのような事故が起きないように取り組みたいということで耐震診断をするということで、詳しい点検をして、適切に維持管理をして起こさないようにするとうそういう思いでございませう。

加治佐会長

よろしいでしょうか。いかがでしょうか。どうぞ。

藤田委員

ちょっと今の時期によく気になることがあって、これと直接ではないかもしれないですけど、工事を年度末になるとたくさんされて、全体のこの水道のかどうか分からないんですけど、ガスとかもあると思うんですけど、そういうバランスというの

はどんなふうになされてるのかなと思って。色んな所でされてますでしょ、工事とか。そういうのが年度末に重なってるような気がする、こう走っていると。そういうとこどういうふうになされてるのかな教えてほしいです。

加治佐会長

工事の事をお願いします。

水道工務課長

世間一般で確かに年度末というのがどうしても単年度会計というのがございまして、4月から新年度の工事を発注して、この3月までに終わらせるという工事期間の中で、どうしても年度末に工事が集中しておるとするのは委員ご指摘とおりのことだと思います。津市では、本庁のほうにはなりませんけど、早期発注ということで、債務負担行為というのを設定いたしまして、2月、3月に工事を発注して、その工事の閑散期に工事ができるように、結果としては3月の方に工事がずれこまないようにという早期発注も行っておりますし、私ども水道ですと大規模な工事ですと、単年度ではなくて継続費というのを積極的に利用して、そういう一極集中しないような、結果としてはなりませんけども、そういうような取り組みをしておるんですけども、どうしても最終、例えばうちの排水管工事でも、最終には舗装工事というふうになってまいりまして、どうしても舗装工事をしておると大規模な工事になってまいりますので、どうしても目につきやすいということと、舗装工事の単発の発注が年度末が多いというのもございまして、それが重なり合うと余計、3月、年度末に工事が多いようなふうに見えると思うんです。うちとしては年間を通じて、大きなものを早くに発注して、小さなものはそういう時期ではないので発注してなるべく重なり合わせのないような工事はしておるんですけども、どうしても他機関の部分との調整が出来ないところもありまして、そのような形にご覧になられているのかなというふうに思います。以上です。

加治佐会長

努力していただいとるようでした。いかがでしょう。どうぞ。

松井委員

今まで会議を出席させていただいて、その年度年度で見直しを行っていきましますみたいなコメントがたくさんあった中で、私どもからこれ見直されたんですかという質問に対しては、中間報告、例えばこの機会ですよね、この機会に見直すということでご回答いただいていたんですけど、このそもそも5年の期間というのが、見直しの期間としても、この時代妥当なものかどうか。例えばその年度年度で色んな問題が起きたのであればその年度ごとで修正を加えていくとか、最後のこのまとめでありますけど検討を開始することにしましたってお書きいただいておりますけど、その時点でその検討を始めていくとか、そういった流れじゃないと後手後手になってしまうような気がするんですが、その辺りいかがでしょうか。

加治佐会長

事務局どなたかいかがでしょう。その辺り。どうぞ。

上下水道管
理局次長

松井委員、年次評価のときも同じようなご質問を頂いたと思います。計画自体は10年間の計画の中で進めさせていただき、それで事情の変更により中間で今回見直しをさせていただきます。個々、年次評価の中で、私どもも事務局側として、問題意識を持ってこの部分については見直しの段階において見直していく方向を模索しようというようなことで、年次評価の方にも記載させていただいた事項もございます。それで大きく計画に変更を生じなくてもいいようなものについては随時事業実施の段階、いわゆる当初予算なりを、予算化をさせていただき段階でそのものについては見直しをさせていただいておりますけれども、大きな方針を見直してかなあかんようなものにつきましては、この中間見直しの中で、検討していくというふうに整理をさせていただいているところでございます。

加治佐会長

話の大きさによるということでしょうか。いかがでしょうか。

小黒委員

配水計画で三雲の配水ブロックの案が出てますけれども、津市のこの水道全体での県水と自己水源の比率、それから各水源がありますな、合併したで細かいのがちょこちょこあると思うんですが、そこら辺の負担比率、パーセントこんな分かりますかな。それをふまえて自己水源を管理していくのと県水に委ねていくのと、経費あるいはその他の面で比較検討されてますかね。そちらを教えてください。

加治佐会長

どうぞ。

水道施設課
長

先ほどご質問いただきました自己水と県水の比率なんですが、こちら令和3年度の決算で自己水源が約42.5%、県営水道が約57.5%でございます。それで先ほど質問いただきました県営水道を使用というか、利用してくことにつきましては、この基本計画のほうでもお示しをさせていただいてるんですけど、県営水道を有効に活用することによりまして施設を、現在統廃合も進めておるんですが、やはり新しい施設、特に河芸地域を重点的に県営水道の方に切り替えては、おるんですけど県営水道を利用することによりまして、その施設を新たに更新しないでいい、インシヤルコストの部分と統廃合することによりまして、今まで使っていた浄水場等の薬品費ですとか電気料金、維持管理経費、このインシヤルコストが軽減されるというところで現在、県営水道1㎡あたり39円という単価で購入させていただいているんですけど、その辺のインシヤルランニングコストを考慮しますとやはり県営水道を利用した方が本市にとっては有利であるということにつきましては県営水道のほうを利用しようということでございます。ただ、やはりその大きな浄水場例えば片田浄水場とかは現在も自己水源を使用しております。こういったところで有効な水源が確保できるとか、施設的にその水質が良い水源を持つところにつきましては、今

後も持続して自己水源を使用していくということで私どもの方も水道事業としては考えております。以上です。

加治佐会長

よろしかったですか。

水道施設課長

もう一点、各水源の比率でございますが、これも令和3年度決算にはなるんですが表流水、河川の表流の水を取っているものが約19%。伏流水、こちらは今も話がありましたように三雲浄水場、高茶屋浄水場、河川の下に約4mから5mぐらいに大きな管を入れまして、河川の水の底の方から水を取ると、こちらが、約19%。表流水と一緒に約19%の比率です。あと、地下水、こちらは北部、芸濃町、河芸町、安濃町。こちらの方は大きな河川の水を取ってという水源がなかなかございませんので、合併前から地下水、浅い地下水、井戸、10mから15mぐらいの井戸とか、河芸になりますと深井戸になりますもんで地下200mぐらいのところの井戸を使っております。こちらの浅い井戸が約7%。それと深い井戸200m。これ河芸になるんですけど、河芸地域のこちらが約1%。残りが県営水道、受水、県営水道の方から水を買わしていただいたとるのが約54%となっております。よろしくお願ひします。

加治佐会長

よろしかったでしょうか。恐らく上手に県水を使って合理的にシステムを組んでいっていますよというご説明だったと思うんですけど、小黒委員の回答としてよろしかったですかね。私、ちょっとこの見直しの大きな話の時の話題ではないかもしれませんが、パブリックコメントか何かで、津の水が飲みたいよとかいうような話を、ちらっとみえたような気がします。ですので、合理的に、そのダウンサイジングに、計画に、経営が上手くいくように考えていただくのと、もう片方で、何処に行ったら昔の美里の水が飲めるよとか。そういった、何かこう、話題も提供してもらおうと良いのかなという気はしています。今のその、どの辺りに行くと伏流水が、大体伏流水だよ、とかいうのは市民は知らないんですよ。水はもう粗方混ぜこぜになっていると思いますので、そこは難しいかと思うんですが、何か浄水場の近くに、資料館ですか、水道資料館のどこあの辺に行くと、昔の水だよとか。何故こういふこと言うかという、浄水場に見学に行ったときにやはりこう水の味比べをさせてくれたんですね。そういうことを私としては、市民としては、懐かしみもあると思うんですけども、水道の果たす役目かなという気もしますので、あれもこれもお願いしますというのは良くないかもしれませんが、少し気に留めといていただくと良いかなと思います。他ありませんか。何かお金のこととかありませんか。少しミスプリ。2ページの左側で先ほど芸濃の濃の字が違ってましたというところの1行下では、指標菌というのはい菌の菌ですね。これは一応ミスプリだと思いますので、こちらから話させてもらいます。では、よろしいですかね。どうぞ。

関口委員

今回効率的な水運用の構築ということで、新たに、まあ前の、あっ、一番最初の施策でも配水ブロックの見直しは入っていたんですけども、それをさらに、県水とのバランスの見直しでの配水ブロックの見直しに加えて、送水系統ですとか、さらに推し進められるということが見直し内容ということですよ。そこはどういうところかもう少しご説明いただければと思います。資料の2枚目の左側の真ん中へんのところの、効率的な水運用の構築の中の配水ブロックの見直しと送水系統の見直しということで、ここがこう赤字だということは新たに見直されたということだと思っんですけど、一番最初、自己水と県水との受水のバランスの見直しに伴って配水ブロック見直しますということに加えて、さらに進展をさせるということだと思っんですけど、それをもう少し詳しく教えていただきたいと思っってます。

加治佐会長

どうぞ。

水道施設課長

今回この配水ブロックの見直しと送水系統の見直しというところで赤字で表現させていただいております。当初のほうの配水ブロックの見直しの中では、基本的には、大きくポンプでずっと配水していた地域がございまして、そちらの方の頭出しとしてましては、鳥居町というポンプ場が津駅の西側になると思っんですけど、そこはポンプで24時間ずっと配水しとったところを、老朽化と、ポンプですとどうしても停電になってしましますと断水になるというところで、新たに配管整備しまして、自然圧、高いところから自然と落ちてくるような、それで配水ができるようなかたちで見直しとか、あと、初めも言わせてもらいましたように、河芸地域の中でも一緒のように、浄水場の溝を、常にそのポンプで送って配水しているところを、こちらも一緒のように老朽化と停電のときに、どうしても断水になる可能性があるというところで、一緒のような形で高いところから低いところへの自然圧での配水に切り替えてきました。こういうのが当初のほうで、頭出ししていたその配水ブロックの見直し、安定した水源の確保にも係ってくるんですけど、こういうような事業を進めてまいりました。その中で、他にも一緒のような形で、例えば下から上じゃなくて上から下、自然圧で整備できる所はないかというところで、今回の見直しの中で例えば芸濃町のほうにもそういうふうな場所もございしますので、そういうところを重点的に施設の老朽化と効率的な水、電源を使わずに、自然圧での水がかけられる、安定的な供給ができるというところを少しこのへんでは読み取りにくいんですけど、そういうところを新たに入れさせていただいております。また送水系統の見直しにつきましても、今回、送水系統の見直しにつきましましては、当初のほうには、計画のほう載っていないんですけど、今回、先ほども言いましたような配水ブロックの見直しの中で例えば送水系統、今どんどんその水需要が多くなっている地域もございまして、特に団地開発等で、その地域だけが水需要が増えているところもありますので、そういうとこ

ろに安定的な供給ができるように、大きな配水系統の見直しを、させていただいて安定供給ができないかというところで、今回の事業計画のほうに挙げさせていただいておりますので、その部分が大きく変わったところというところで挙げさせていただいております。以上です。

関口委員

詳しいご説明ありがとうございました。今のお話を聞きまして、右側に上下水道事業で独自のホームページを設置というところがあるのですけれども、これは要望ではなくて一つのアイデアということでお聞きいただきたいのですが。せっかくそういうふうなエネルギーを使わないということを経験の皆様が知恵を出し合っていていけるのであれば、それを例えばCO₂削減のくらいに当たるんですよとかというふうにすると、より市民の皆様にアピールになるというか理解を得られやすいのではないかなというふうに思いました。もちろん、その分、県営水道からやって来るエネルギーというのがかかるのであれですけども、上流側にこうなってくると思うので、多分良いのではないかなと思います。そういったのも検討されたいかがかなと思いました。

加治佐会長

おそらく今のご提案だと思いますので、特に事務局から回答はよろしいかと思えます。汲んでいただければと思います。

小黒委員

もう一つお願いしたいのですが。隣の町の水道施設との連携、いざ災害のとき。例えば松阪で雲出の水が取れないとき、松阪の水道の応援を頼めるとか。北のほうですと鈴鹿、亀山の水源地がこちらへ繋がってあって相互に連携し合えることができるのか、そういうような計画はございませんか。

水道施設課長

他市との連携というところなんですけど、実は今その松阪市とは、年に1回、その、以前三雲浄水場から松阪市、旧の三雲町なんですけど、そちらのほうへ水を送ったという経緯がございますので、実際に管が繋がっております。それで、その管を繋げた、応急的な、相互にもし何かあったときにそこで助け合おうという訓練を大体春ぐらいに、津市と松阪市のほうで実施しております。今年度は、NHKのほうでもニュースで取り上げていただいていたんですけど、そういうような連携はさせていただいております。ただ、なかなか、水の施設の状況にもよるので、例えば、その、津市側から松阪市のほうへ水を送るのは、十分な水が確保できるんですけど、松阪市のほうから津市のほうに送っていただくとなると、少し現実的に難しいところもありますので、そのへんは、今後うちのほうも何とか上手いことすることできないかというのも今検討しとるような状況でございます。あと、鈴鹿市との連携なんですけど、やはり地形的に、うちのほうがどうしても鈴鹿市より高い位置にありますので、うちのほうから鈴鹿市さんのほうに水を融通は可能なんかなんかどうなんかなんかの検討は、広域化というところもございまして、そういうところでも話にもなってくると思うんで

すけど、現実的にやはり、どうしても津市のほうが高い部分がありますので、鈴鹿市からうちのほうへの連携、送っていただくというのは少し現実的に難しいのかなと。ただ、うちのほうから鈴鹿市に送るのは、配管とか施設の状況にもよるんですけど、そのへんは検討できるかなというところが今の状況でございます。ただ、言われますように、他市との連携というのも、非常に大切なことですので、応急給水、もし何か災害起こったときの例えば給水車を持っていくとか、そういうふうな連携というのはもう以前からやらしていただいとるんですけど、配管での連携というのは技術的などもありますので、今後の課題とさせていただきますと思っています。以上です。

小黒委員

ありがとうございます。それと近頃、下水道も大分進行してきましたので、あんまり変化はないと思うんですけど、各個人、家庭での水の利用の仕方が変化するということは今は起こってないんですかね。よろしいですか。そこら辺りのチェックはされてませんか。あまりもう変化がないかもわかりませんけどね。

水道施設課長

すみません。その下水の変化というのは、下水が

小黒委員

下水に使うために、個人の家庭での水道の使用料がグッと増えたときやったんですけど。

水道施設課長

少しその情報は、ごめんなさい、私のほうでは掴んではないんですけど。ただ、逆に、どうしても節水意識というのが各市民の方、ありまして、もちろん節水機器も普及しておりますので、どっちかといいますと、どんどん水の利用が、減少してつとるといのが、人口にもよるんですけど、今はそういうような状況になっておると、これは私の個人的な意見なんですけど、感じております。

小黒委員

そうですね。あんまり家庭での変化は起こってないかもわかりませんが、できればチェックぐらいしといたっていただければと思いますけど。

上下水道管理局長

使用水道については、やはり年々、今、下がってきております。送水量を見ても、使用されとる水道というのは下がってきております。それで、コロナになったときに、一般家庭ですけども、やはりご自宅で過ごされる時間が多くなって、その時点では一時増えたことがございます。一時、個人のお宅、一般家庭は増えて、企業さんが減ったというような状況があるんですけど、もう最近は大分落ち着いてきて、逆に一般家庭が減ってつとる、それで節水の努力をされとるのかなというような印象を持っております。

小黒委員

ありがとうございます。

加治佐会長

すみません。私の感想、いっぺん今のことで。この一覧、5ページ目のこれで供給単価と給水原価の大小関係が、令和2年、3年で入れ替わってますよね。今、令和4年からかな、原価のほうが安くなっておりますので水を売れば儲かるということになったんですよね、おそらく、令和4年度から。203円の供給単価に対して給水原価が194円ですので、原価194円の商品を203円で売って儲かるということにはなったのかなと私は素人ながらにそう思っています。ですからこの際、値上げのことがあってこういう良い大小関係になったと思うんですね。もし原価のほうがずっと高い状況が続いていたら経営的に相当苦しかったと思うんですけども、これで皆さんやる気を出していただいて、時には節水もいいですけど何かどんどん水を使っていくようなアイデアを募集するとか、時には、そういうのもありかなと少し個人的に思っております。

小黒委員

津市には特定の綺麗な水源というのはございません。あれば水が売れるんですけど。少し無理ですね、この計画の中に入れるのは。よろしいですか。少し思ったもので、発言させてもらいました。申し訳ございません。

加治佐会長

ええ。どうですか、イオンで売ってもらえないですか。

上下水道管理局長

ペットボトルを作るのも高いんですよ。

加治佐会長

ほか、何か。もしございませんでしたら、ここで一区切り休憩を入れさせていただこうと思います。10分ほどということですので、また3時に再集合でお願いいたします。後半、下水になります。

加治佐会長

それでは会議を再開します。続きまして協議事項(2)「津市下水道事業基本計画の中間見直しについて」事務局から説明をお願いいたします。

経営企画課長

着座で説明させていただきます。失礼いたします。お手元にお配りさせていただきました津市下水道事業基本計画中間見直し概要版でございますが、こちら水道と同じく基本計画の見直しでございますことから、当概要版によりご説明申し上げます。それでは1ページをお願いいたします。1の経緯でございます。今回ご審議いただきますのは平成30年度から令和9年度までを計画期間として策定いたしました津市下水道事業基本計画につきまして前期計画と位置づけました5年間で令和4年度をもって終了いたしますことから、後期計画に基づく事業の実施に向けた中間見直しを行おうとするものでございます。次に2の後期事業計画の概要でございます。まず(1)として公共下水道事業の汚水でございます。汚水処理事業は、都市計画等の上位計画との整合性、経済性、地理条件、早期普及等

の観点から、地域特性に応じて適切な事業を選択して行っております。市街地を中心とした公共下水道のほかに、農業振興地域を中心とした農業集落排水処理施設、市街地周辺の住宅地等における合併処理浄化槽や住宅団地等における集合処理施設、公共下水道等の集合処理地域以外において、各個人等からの申請に基づき、合併処理浄化槽の設置・管理を行う市営浄化槽など、適切な役割分担と効率的な事業推進を目指して、汚水処理事業を実施しております。基本計画における目標としては、当初、汚水処理人口普及率を86.5%としておりましたが、汚水処理施設の役割分担により総合的な汚水処理を進め、国が示す汚水処理施設の10年概成に向けて取り組むために、令和9年度末の汚水処理人口普及率を95.5%といたしました。また、公共下水道事業では令和9年度末における下水道処理人口普及率を令和3年度末の53.1%から59.1%まで引き上げます。平成30年度から令和9年度までの計画期間内における公共下水道事業（汚水）の整備状況につきましては6ページにございます、別添資料1のとおりでございます。平成30年4月に終末処理場である志登茂川浄化センターが供用開始されたことを受けて、志登茂川処理区の整備を推進する必要が生じたことから、本市における行政拠点及び交通結節点並びに人口が集中している津駅周辺の中心市街地及び津駅西側に位置する大型住宅団地を、経済性・効率性を考慮した整備を行う「下水道整備推進重点化事業区域」として位置づけ、着実な推進を図るとともに末端管渠整備済区域の早期接続を合理的かつ効率的に実施しており、また、令和5年度から令和9年度までについても引き続き、志登茂川処理区を中心に整備してまいります。

次に(2)として、公共下水道の雨水でございます。本市における雨水事業につきましては浸水対策を集中的に実施するため、平成30年度から令和9年度までの10年間で約96億円を計上しておりましたが、令和3年度に半田川田排水区と藤方第二排水区の事業が個別補助事業である「大規模雨水施設整備事業」に採択されましたことから事業を加速させ、全体の事業費を約55億円追加して約151億円にするとともに、後期5箇年は約88億円の事業費を計上し推進してまいります。

右側に移りまして(3)の市営浄化槽事業でございます。市営浄化槽事業は、公共下水道や農業集落排水処理施設などの集合処理区域以外である個別処理区域を対象に本市が合併処理浄化槽の設置及び維持管理を行う事業で、平成27年度に事業創設したものでございます。現在、年間80基程度の設置と年間100基程度の帰属を受けておりまして、公共下水道等の集合処理整備には不利な地域を中心に汚水処理の普及を進めております。なお、実績と今後の見込みにつきましては、表2.1のとおりお示しさせていただいております。

次に3の汚水処理人口普及率でございます。本市の汚水処理人口普及率は下の表3の1のとおり、令和3年度末時点において全国平均と同じ92.6%ですが、下水道処理人口普及率につきましては全国平均80.6%を下回る53.1%でございます。このことから、特に、未処理人口の多い公共下水道事業の早期普及

を進めていく必要がございます。

2 ページへお願いいたします。4 の計画処理人口等の見通しでございます。本市の公共下水道事業は平成29年以降、生活排水処理アクションプログラムにおいて設定した下水道整備推進重点化事業区域を中心に整備を行っております。計画期間の10年間におきまして、流域関連公共下水道事業の処理区域内人口は図4の1のとおり約34,000人の増加を見込んでおり、水洗化人口は、志登茂川処理区において団地等の早期供用開始が見込まれる区域を優先的に整備していくため、約23,000人の増加を見込んでおります。一方で、単独公共下水道の処理区域内人口は、人口減少や千里ヶ丘処理区の廃止により、約4,000人減少する見込みでございます。農業集落排水事業等は、人口減少により処理区域内人口が図4の3のとおり緩やかに減少する見込みです。次に右側の5健全経営と経営基盤の強化でございます。

まず(1)として下水道使用料でございます。公共下水道事業に関連する経費は、国からの補助金の動向、施設の老朽化及び災害対応など予測が難しい側面がございます。定期的な見直しが必要でございます。本市の公共下水道事業は(2)でご説明申し上げますが、使用料収入で賄うことのできない部分を一般会計からの繰入金で補填している状況にあります。一般会計に頼る経営は、公共下水道の利用者以外の方にもご負担をかけることになり、税の公平性が保たれていない状況となっております。この状況を改善するために、使用料単価を総務省における経営の健全性を示す1㎡あたり150円を基準として令和元年度に使用料改定を実施いたしました。その結果、改定後の令和2年度決算における使用料単価は、図5の1のとおり県内都市平均と比較して大きく下回っていますが、図5の2のとおり、中部9県の県庁所在地と比較した場合は、また類似団体の平均と比較した場合においては、同等の結果となっております。

次に(2)として基準外繰入金の推移でございます。公共下水道事業の状況として、使用料で賄うべき汚水処理に係る費用につきましては、令和3年度において汚水処理原価161.7円に対しまして、使用料単価は147.5円でありまして、令和元年度の使用料改定を踏まえても、なお下水道使用料で賄うべき汚水処理原価の回収ができず、その結果、約6億4,000万円の基準外繰入金が生じている状況でございます。

3 ページをお願いいたします。(3)の基準外繰入金の縮減でございます。独立採算制の原則の下、総務省の繰出基準において「雨水公費・汚水私費」が示されており、汚水処理に係る費用は下水道使用料によって賄うことを基本となっております。ただし、「汚水私費」を基本としつつも、使用料による経費回収が困難な場合、公共下水道の公共的役割に鑑み、汚水に係る費用の一部を基準内の公費負担とすることが適当であるとされております。さらに使用料収入でなお不足する経費は、基準外繰入れによることができるとされております。(2)でお示しさせていただきましたとおり、本市の公共下水道事業におきましては、使用料対象経費のうち下水道使用料で不足する費用を基準

外繰入金で賄っている状況でございますので、その縮減を図る必要があります。

次に、今後の事業計画と投資計画でございます。まず(1)の公共下水道の汚水でございます。右側にお示ししております表6の1のとおり、下水道整備推進重点化事業の推進と末端管渠整備済区域の早期接続を合理的かつ効率的に実施してまいります。今回の見直しでは、公共下水道の整備時期が未定である箇所約160haを下水道計画区域から市営浄化槽区域へ変更し、事業を推進してまいります。この区域のうち、集中汚水処理場を有する豊里台団地、豊里第二団地につきましては、共同汚水処理施設事業へ転換する予定でございます。処理場、ポンプ場につきましては、重要度、老朽度による評価に基づき、中央浄化センター及び極楽橋ポンプ場などの耐震化・長寿命化を実施いたします。また、長寿命化対策といたしまして、各設備の健全度については耐用年数を基準として、健全度が一定以下の設備について改築更新を実施いたします。

次に(2)の公共下水道の雨水でございます。雨水管理総合計画において河川事業と連携し、近年の集中豪雨の発生状況や都市化に伴う雨水流出形態の変化に対応する浸水対策として、表6の2のとおり、雨水管渠の整備、半田川田ポンプ場、天神ポンプ場を含む雨水ポンプ場並びに調整池等の整備を実施するとともに、改築事業、下水道総合地震対策計画による地震対策として、下水道施設の耐震化も実施いたします。なお、公共下水道事業（雨水事業）の推進に当たっては、建設部で策定しております「津市雨水管理総合計画」との整合を図りつつ進めてまいります。この津市雨水管理総合計画策定区域図は8ページにてお示ししております。

それでは4ページをお願いいたします。(3)の農業集落排水事業でございます。将来的に公共下水道への統合が予定されている農業集落排水施設が3施設、簡易排水処理施設が1施設、及び最適整備構想策定済みの4施設を除きます18施設について令和元年度より機能診断調査を実施し、令和2年度に最適整備構想を策定いたしました。今後は対象の22施設について維持管理適正化計画及び機能強化対策事業計画を策定し、老朽化施設の改築・更新を実施いたします。投資計画につきましては右側の表6の4にお示ししておりますとおり、令和6年度に維持管理適正計画を順次実施し、令和8年度から機能強化対策事業計画の策定を行ってまいります。

次に(4)として市営浄化槽事業でございます。公共下水道の整備時期が未定である箇所約160haを下水道計画区域から市営浄化槽区域へ変更し、引き続き各個人等からの申請に基づき合併処理浄化槽の設置工事を実施いたします。計画期間内における浄化槽設置工事につきましては表6の5の通り958基を予定しております。

次に(5)の共同汚水処理施設事業でございます。帰属後5年を経過した施設の機能診断を行い、機能診断結果に基づいて改築更新を実施いたします。計画期間内における機能診断は5団地で同じく計画期間内における老朽化施設改築更新については

1 団地の見込みでございます。5 ページのまとめにつきましては後ほど説明させていただきます。

9 ページからは財政シミュレーションでございます。今回の見直し等を反映したものとなっております。令和3年度までは実績値で決算数値でございます。令和4年度は予算数値で令和5年度からは後期計画でございます。まず9ページは公共下水道事業の収益的収支でございます。10ページは同じく公共下水道事業の資本的収支でございます。こちらの表の下段に黄色でマーカーしております部分の中の収益的収支分の（うち基準外繰入金）をご覧ください。平成30年度では約11億4,000万円でありましたが、令和元年10月に使用料改訂を行いましたことから令和2年度には約6億2,000万円に減少いたしました。2ページ及び3ページでご説明申し上げましたとおり、まだまだ基準外繰入金に依存している状態でございます。水道事業と同じく仮に使用料改訂を行っていなかった場合を参考資料として添付させていただきましたので、A3、1枚の参考資料というのをご覧くださいと思います。使用料改訂を行わずにいた場合、右側の下のグラフの通り、令和9年度の基準外繰入金は約13億円となりまして、約5億円増える見込みでございます。

次に11ページをお願いいたします。11ページは農業集落排水事業等の財政シミュレーションでございます。こちらは12ページの農業集落排水事業と13ページの簡易排水事業を合わせたものとなっております。

14ページをお願いいたします。市営浄化槽事業の財政シミュレーションでございます。こちらにおきましては浄化槽の設置基数が増えていくに従い使用料収入が増えていきますが、それに伴い維持管理に係る経費も増えていくことから下段で黄色のマーカーがしてございます部分の収益的収支分のうちの（うち基準外繰入金）にあります通り、基準外繰入金が増えていく見込みでございます。

15ページをお願いいたします。15ページは共同汚水処理施設事業の財政シミュレーションでございます。こちらにおきましては、令和5年度から帰属後5年を経過した施設の機能診断を行うことや、令和9年度から老朽化施設の改築更新が始まることから下段で黄色のマーカーがしております部分の中の資本的収支分の中の資本的収支分の内、基準外繰入金にありますとおり、基準外繰入金が大幅に増える見込みでございます。

恐れ入りますが5ページにお戻りください。まとめといたしまして、下水道事業は伊勢湾等公共用水域の水質保全、生活環境の改善及び、浸水防除に寄与する重要な社会資本であります。加速する人口減少や物価上昇及び環境問題など社会情勢変化によって下水道事業においても多大な影響を及ぼすことが懸念されていることと、本市におきましても中央処理区を始めとする整備率の高い処理区は、処理区域内の人口減少により使用料収入の減少が見込まれていることが懸念されています。一方で、整備率の低い志登茂川処理区は人口密度が高い地域の重点的な整備により、処理区域内の人口増加を見込んでおりまし

て、公共下水道全体で下水道処理人口普及率を令和9年度で59.1%を目指しております。公共下水道施設は、中央浄化センターを始めとした昭和の時代に造られた施設が多く、老朽化の進行や非耐震性といった課題があり、ストックマネジメント計画と地震対策計画の歩調を合わせ、効率的に改築更新や耐震対策を進めてまいります。農業集落排水事業等は、平成の初めに造られた機械電気設備の老朽化が課題であるため、改築更新に向けて令和6年度に維持管理適正計画を策定し、令和8年度より機能強化対策事業計画を策定いたします。公共下水道等市営浄化槽の適切な役割分担により、集合処理よりも個別処理が有利であると判断した160.9haの箇所について、下水道計画区域から市営浄化槽区域へ見直しを行い、汚水処理事業全体で効率的な事業推進を図り、共同汚水処理施設事業は対象施設の帰属に向けた取り組みを進めるとともに、帰属後5年を経過した施設の機能診断を行い、適正な管理を実施してまいります。これらの下水道事業を総合的に進めることで国により示された汚水処理施設の10年概成の達成に向けて、汚水処理人口普及率を令和9年度で95.5%を目指しております。また、近年、雨水排除能力を上回る集中豪雨による浸水被害が発生していることから、対策を講じるため、雨水管理総合計画に基づき、集中的かつ効率的な雨水整備を進めてまいります。以上のような事業計画を記載させていただき、当計画に基づき、引き続き費用縮減や収益確保に務め、着実に事業を推進していきたいと考えております。以上でございます。

加治佐会長

ありがとうございます。見直しについて事務局から説明がありました。このことについてご質問ご意見ございましたらご発言願います。

高山委員

汚水と下水道の、汚水処理と下水道処理とどう違うのか少しご説明願いたいと。

下水道施設課長

汚水処理も下水処理も基本的には同じでございますが、下水の方は下水道の汚水、あと農業集落排水共同汚水処理、市営浄化槽については汚水ということで整備させていただいております。以上でございます。

加治佐会長

1ページ目の一番大切なところだと思います。片方が9割前後、片方が5割とか6割だと思いますが、もう少し分かり易く願います。平たく言うのでしょうか。

上下水道事業局次長

平たく言いますと下水道処理というのは汚水管だけを敷設した工事のやつで、汚水処理というのは先ほどの市営浄化槽、農集とか、全てのそういう生雑排水を処理して行うというふうなことでございます。ですので、90何%というのはいわゆる公共下水道、市営浄化槽とか普通の合併処理浄化槽とか全部を含めた処理を下水道。公共下水道の中には汚水という管路と雨水という雨の水に対応するとか色んなことがございまして、ここ

で言う下水道にはそういうふうな、分かりにくくなってしまったかも知れませんが、今回 59.1%というのはあくまで単純に下水道管を設置していくような所を示しております。

加治佐会長

よろしいでしょうか。恐らくトイレからの水が汚水、それ以外の台所とかお風呂も全部含めたのが下水だと私はそう受け取りましたけどよろしいですか、一応。違いますか。

上下水道事業局長

汚水処理人口普及率と申し上げますのは生活排水処理の施設の手法でございまして、先ほど次長が申しあげましたように公共下水道で管路で処理する施設も含めて全ての処理方法、処理した普及率の割合でございまして。一方で汚水、下水処理人口普及率と申し上げますのは公共下水道、汚水管で流末排水まで行く処理方法だけでございましてので当然そのエリアだけの処理になりますので処理が現在 53.1%ということで、生活排水全部で行きますと 92.6 ということでございまして。以上でございます。

加治佐会長

公共下水道だけのが右側の下水道事業ということではないですかね。わかってなかったのは私だけですかね。大丈夫でしょうか。よろしいですか。他にご質問ありましたら。ご意見でも結構ですが。どうぞ。

小黒委員

工事についてですが管路をあちらこちらでやっていたいで、下水道の推進に頑張っていたいとるのは良くわかるんですけど、あの工事もう少し連携した、どう言ったらいいやろ、去年こう道路の中に埋管してると、そこを蓋して出来上がりました、ちょっと違う工事が入るとるんですけど、そういうことのないように一つ各部署連携とってお願いできませんですか。それがひとつ。それからとんでもないこと言うかわかりませんが、伊勢湾が非常にきれいになり過ぎたって聞いたんですわ。魚がいなくなったと。水温が上がったこともさることながら、それ以上に魚のえさが無くなったということ聞いたんですわ。それで漁業関係者の間で非常にそれが問題化されて今後何らかの対応が出てくるだろうということですが、伊勢湾総量規制の関係、これ何か変化出ていますか。まだそこまですべていっていませんか。少し知りたいので、お願いしたいんです。

上下水道事業局長

工事の関係でございまして、工事につきましては私どもの例えば下水道工事であればまず下水道管を入れる管路を確保しなければいけませんので、それに伴いまして例えばガス管なり、水道管なりの移設が必要になってまいります。そういった面で予め占有者、私どもで言ったら水道管であったりとかは事前に調整をしましてその前年度に調整をかけまして、まず一番最初に占有管を移設していただいた中で翌年度に下水を工事をさせていただくと。そういう調整はさせていただいております。ただ、大変長い下水道管、時間がかかる工事でございますので少し調整が取れてないというふうに思うところもござ

いますけれども、そういった面では埋設管の占有者とガスも下水もNTTも全てそういった形で調整をさせていただいた中で、下水道管の埋設をさせていただいております。それと伊勢湾総量規制の関係でございますが、市営浄化槽につきましては県の基準がございまして、それに沿った形でその浄化槽の設置をさせていただいておりますので、そういった関係で段々市営浄化槽が増えてきておるとい状況がございまして、そういった面では浄化をしておるといのは進んでおるといのですが、ただそれだけではないといのは実際にはあるかと思っておりますが、今のところは私どもで言えば、市営浄化槽でそういった基準を基に設置をしておるとい状況でございます。以上でございます。

上下水道管理局長

伊勢湾総量規制の基準値が緩和される動きがあるのかといお話なのかなと思っております。今のところ、まだそこまで至っていないと聞いております。これは、国で審議会で決められると思うんですけども、私の聞いたところだと、瀬戸内は緩和されたって聞いていますので、それを追って、伊勢湾も、遅れて伊勢湾はいつも変わってきとるって聞いていますので、変わる可能性はあると思うんですけど、今のところはまだ変わっていないとい状況だと思っております。

上下水道事業管理者

伊勢湾総量規制の話の続きで少し補足をさせていただきます。伊勢湾総量規制の数値といものは決められており、これは国の審議会のほうで決められた数値がございまして。この数値のもう一つ、例えば三重県の流域下水道処理場ですとその基準値以内で自分らのとこでまた三重県で定めた基準を定めております。ですから、伊勢湾総量規制の基準値よりもかなり下で、安全安心綺麗な水で放流しようといところの基準を決めて、それで三重県の例えば流域下水道でしたら放流してはいますけれども、それかつ、今80%程度、かなり、まあ言えば伊勢湾総量規制の数値から見ればかなり美しくして放流しておる状況です。これを、三重県のほうとしては、なるべく自分たちの基準値も変えながら、なるべく伊勢湾総量規制の基準値内の中で、最大限、特に窒素とリンになるかと思っておりますが、その放流を、基準を上げていこうとい動きは、昨年かから試みていることを県のほうからお聞きしております。それから私どもの単独処理場もございまして、それらについても同じように、伊勢湾総量規制以内の中で、高い数値をなるべく数値で放流していこうといかたちで、今操作をしながらやっておりますが、なかなか古い施設でございまして、ダイヤルを少しひねれば温度が、エアコンみたいに何度設定したらピュッと変わるというようなものでは決してございませぬので、非常に微妙な操作をしながらやらなければあきませぬので、非常に厳しい、そこらへんは難しい調整の運用の仕方といのはあるということも事実でございまして、いきなり突出した措置を挙げるといのは非常に厳しい状況にもあるかとい状況でございます。

加治佐会長 志登茂川の浄化センターだったと思うんですけど、見学に行ったときに、水質濃度は確かに上限値だけ普通決められていますけども、あそこは下限値も設定したんですね。非常に伊勢湾とかを考えた画期的な取組をされていると思いますので、おそらく小黒委員の気持ちが以心伝心で伝わってそうなっているのかと思います。以上です。

小黒委員 ありがとうございます。今、漁師さん死活問題ですので、今は大変。

畑井委員 よろしいですか。

加治佐会長 どうぞ。

畑井委員 今、伊勢湾総量規制の問題について種々ご意見を頂戴したので、私、途中で手を挙げて少し補足しようかと思っただけなんですけど、そんなにはなくなってしまったようなんですが、一つだけ言いますと、綺麗な水を配水するということから、豊かな水を配水しようというのが今三重県庁の農林水産部、水産当局のほうの考え方で、そういうことから下水道処理施設の排水についても処理がされています。それで、流域下水道についてはやはり色々な施設の中でそういう排水濃度を調整するということができるものですから、雲出川左岸にしても志登茂川にしてもそのような対応をもう2年ぐらい前から少しずつされていますが、まだ実態として伊勢湾の水自体が豊かなものになってきているというところまではいっていないということだと思います。瀬戸内海の事例もありましたけれども、東京湾とあと伊勢湾というのが対象でございますので、今後そういう動きは出てくるというふうには思っています。総量規制の問題はそこまでにしまして、少し質問をさせていただきたいのは、大規模団地等の共同汚水処理施設の問題なんですけど、そういう団地の管理組合というか管理組織からも津市が移管を受けてその処理をされているというふうには思っておりますが、この計画にも出てきていますように、今後、津市がそういう大規模団地の下水処理施設のメンテナンスも含めた色々な諸経費というのが大体こう大きなものになってくると思っております。それで津市の財政に大きな圧迫をするのではないかという心配をしているのですが、その点は如何なのでしょう。教えていただければと思います。以上です。

加治佐会長 はい、このことについて事務局からお願いします。

上下水道管理局次長 畑井委員おっしゃられるとおり、今はまだ各団地さんから、適切に維持管理をされた施設を、帰属を受けて、こちらのほうで維持管理をさせていただいている段階です。委員ご指摘のとおり、今後その施設が一定の経年が経ってまいりますと、更新というようなかたちで、投資が発生してまいります。それで、

今回計画で農集のほうを挙げさせていただいておりますけども、当然、共同污水处理施設につきましても同じようなかたちで更新事業を計画していかなければなりません。それにつきましては、当然いただいとる使用料だけでは、賄えない状況が財政シミュレーションのほうにもお示しをさせていただいておりますけども、基準外繰入金ということで金額を明らかにさせていただいておりますけども、これがさらに増えてくるということは当然想定される範囲内でございます。ですので、これらの施設が、今後更新を向かえてまいりますと、計画的には進めさせていただきますので、単年度単年度の税の導入というのをなるべく抑制できる、フラットにできるかたちにはなりますけども、当然増えてまいりますので、市の財政に大きな影響を及ぼすということは当然想定される部分でございます。

小黒委員 すみません。よろしいですか。

加治佐会長 どうぞ。

小黒委員 あの大規模団地の施設をそのまま受けて市が管理する、まあ当面はそうかもわかりませんが、公共下水道の管路と接続して直結にしてしまえば管理は一発、処理場の一つになってしまうと思うんです。それではだめなんですか。

下水道施設課長 すみません。共同污水处理施設なんですけども、下水道の管からも遠い所もございまして、あと共同污水处理施設末端のほうになりますので、その管渠のほうに余裕がないということもございまして中々公共下水道の接続は難しいかと考えております。

上下水道事業局次長 先ほど大型団地のやつをということで共同污水施設というのは、うちが受け持つのは 11 施設しかございません。あとの大きな団地でも今共同污水ってやられる所には管路を繋ぎますので、共同その施設自体は地元の管理のままでおりますので、例えばここやったら、大きな団地、共同污水としてもらう団地は 11 団地しかございません。それはあくまでも下水道がいなくなった施設の団地についてはそこにある共同污水をうちが頂きます。でも下水道がいく近くの団地については今まで共同污水にしたやつを下水が引っ張ってその施設については地元の物ということでございまして、逼迫といわれて言われておりますけど全てが全部こちらへ来るのではないということだけご理解いただきたいと。

小黒委員 団地の污水处理施設がありますよね。そこへ管路持って行ったら繋げるわけですよ。ところが、下水は圧送管違いますんで、高低差とか色々あると思うんですけども、そのときはポンプ場のポンプ施設をセットしなければならん場合があるかもわからん、新しい。でも、その処理工程を無くして一番流末での処理でいけると違うんですか。

上下水道管理局長

会長。

加治佐会長

どうぞ。

上下水道管理局長

今回共同汚水処理事業と言いますのは、元々下水道エリアの中に入ってしまったのを下水道がいくのに時間が掛かってお金も掛かるということで外した区域の団地の共同汚水を市で管理しようというものでありまして、下水道エリアの中にある集合住宅、団地の、共同汚水についてはもう管を繋ぐだけですので、ここで言うと江戸橋のハーモニータウンとか、もう管繋ぐだけで、それも施設は管理していきません、管だけの管理というかたちになります。ですので、下水道区域から外したとこの団地は市が区域として認めて、やろうとしていた区域を外したということで市の方で管理させていただくというかたちの事業でございます。

小黒委員

その外したところについては今、組合形式で維持管理しておると思うんです。それをそのまま継続すれば市の財政に圧迫することがありませんやんか、そこがわからんわ。今、組合で維持管理していますわね、その下水道エリアからはずれたところは。それを市が管理するって言うても市が、ほんとその組合は解散してしまっって市の下水道にしてしまうんですか。それはおかしいのと違う。

上下水道管理局長

下水道、市が管理することで、共同水処理事業。それぞれ今までは組合でやられて、団地の方が組合へ負担金を出されと思ったと思うんですけど、市が管理することで下水道使用料金頂くようになっております。うちのほうへ使用料を頂く、それは下水道と同じような料金で、使った水に応じて使用料を頂くという形でそれでその施設自体は更新していただいて、新しくなった故障のないような状態でうちにいただくという形で事業がなっております。

小黒委員

その下水道の料金体系そのままに置いといたらよろしいやないの。という事は農業集落排水も同じですわな、公共下水道エリアからはずれとる。その料金体系そのまま市がいま管理してもらっていますやんか。違いますか。

上下水道管理局長

農業集落排水確かに、市がおそらくあそこは人数割りとか基本額いくらで人数割りで頂いております。それはもう市の事業としてやらせていただいております。それで団地の集合住宅というのは団地の組合管理ですので。

小黒委員

ですから組合のそのルールそのままを受け取ったらよろしいやないか。なんで公共下水道の料金体系に変えるんですか？

上下水道管
理局長

それはもう既に、条例でそういうふうに変えるということで制度としてやらさせていただいていますので、下水に変わるものとして市で管理させていただくという形でやらせてもらっています。ですので、下水の料金を頂くという形、市営浄化槽についても、同じような形で下水の使用料として使用料の体系で、お受けいただいております。

小黒委員

それは、初めてや。それやったら農業集落排水も公共下水道と同じ料金体系にしなければおかしいやない。

上下水道管
理局長

確かにそういうご意見いただけたら、それが高くなるか安くなるかという問題もありますけれども、元々その旧の市町でやっていた事業がそのまま引き継がれていますので、その料金体系でやらせていただいております。これ公営化、企業会計化になった場合、どうするかという問題がたしかに出てきますんで、その際には下水道料金と合わすのか、どうなるのかという部分を少し調整が必要ですが、いま人数一人につき、間違えとったら申し訳ないのですが、300円とか、そういう料金と基本額で頂いとると思いますんで、実際に使った水に応じて料金を頂くとなると、ようけ使っていただいたらご負担が多くなる可能性もございます。ですから、そこはまだ合併前のそれぞれの市町村のやっていますので、企業会計化のときに当然議論すべきことで課題だとは思っております。

小黒委員

みんな一緒の体系やと思っていましてけど、集落排水は公共下水道区域外だから、独立した料金体系で市が管理してもらっている、そしたらどこの団地か知りませんが、まるまる団地さんの組合でやっている時間でついたらそのルールでそのまま市が管理をするという事にすれば市の負担は変わらないと思うんですけど、それはやはり下水道と同じにしなければならぬのですか。いいよ、今日と違うかわからないけど。

上下水道管
理局次長

前提としてですけども、本来であれば下水道計画のなかでおっしゃってみえるような団地も含めて下水道に取り組もうと下水道に取り組んだ場合は、下水道の料金でという事ですけども、下水道エリア、下水道の整備の計画から外れた所については、同じように下水、いかなる処理形態であったとしても、その地域によって格差が生まれないように、下水道料金を基本として下水道料金と同じ体系で料金を頂こうというのが、私共の方として津市の政策としてやらせて頂いています。ですので、副会長がおっしゃられるように、いまの自治会なり組合さんなりでとられている料金体系をそのまま維持すればいいやないかと言われると、その団地と隣の団地がそれぞれの金額の設定が違えばですね、住むところ、お住まいのところの地域によって、ご負担頂く額が変わってまいりますので、どの市内において、どの地域にお住まいの方でも、どの汚水の処理形態であっても統一的な料金をご負担いただくというのが、今回の共同汚水処理事業であり市営浄化槽事業でありということで、市の

施策としてそれを推進させて頂いとるということ。それで加えて農業集落排水についてはそもそも、農業集落排水としてこの下水道がいかないエリアということで、そのエリアの方々の大分の負担を貰いましょうという事で制度設計がなされてきた経過があり、合併後もこれまでの協議の経過、地元での協議の経過を踏まえて人頭割と言いまして、その世帯に何人お住まいであればいくらという形の料金設定をさせて頂く、それを合併後も継承させているという状況ですので、市営浄化槽や共同汚水処理事業、公共下水道事業、これについては同じ料金体系をとらせていただいております。

小黒委員

おっしゃることはよくわかるんですけど、今後それはやはり統一する方向で何らかの修正をしていってもらわなければ、いけないと思いますけどね。一発で一緒にはならないと思いますけど、ただね、基本的にまるまる地域で作った下水道施設と、まるまる地区、B地区で作った下水道施設と、これはね投資した金額が違うんですよ、同じことしていても、なぜかという管路の延長とか機械器具の使い方とか、高低差により設備がプラスされたところとか、色んな条件があるんで投資した金額が違うんですわ。ですからもともとは、そこの組合員の人達が了解した上で自分達でそれを投資して、作った施設なんですね。それが何年経って手入れされているかそれはわかりません。ですから数年、数十年経ってこれはもう一緒にしてもいいやないかということになれば、一緒にしても矛盾は無いと思いますけど。そこらあたりを考えた上で、将来的には下水道一つの設定金額に、やはりすべきだと思いますけど。ですからすぐにはそれはできないと思う。ですから最初からいきなり受ける時に、その今まであった、組合で管理しとったのをすぐに下水道にポンッと切り替えるということ自体が少し矛盾があると私は思いますけど、よろしいか。

上下水道管理
局次長

副会長おっしゃられたのは当然そういうことだと思います。まだ下水道の整備も終わっていません。まだ市営浄化槽なり、合併浄化槽のお使いいただいているご家庭もございます。これらが一定程度、全てそういう何らかの汚水処理の施設が入ってきた時にどういう料金を頂くことに、ご負担いただくことによって、税の公平な状態が生まれてくるかということは検討しなければいけないと思いますけれども、たちまちですね、今現在そういう形ではできないという状況があります、ですが将来的にはそのような料金体系を検討していかなければならないというふうには考えております。

加治佐会長

よろしいでしょうか、大切な話だったと思います。他いかがでしょうか、お金の話難しいですけど経営の審議会ですのでそれが本当は一番の核心部分だと思います。

小黒委員

言いにくいかと思うんですけど、すみません。もう少し言わせていただくと、千里ヶ丘団地という県営の大きな団地があり

まして、その処理場は非常にくたびれていましたので、経年劣化で、スポンと繋いでいただきました。ありがとうございます。ところが、すぐ横にある西千里という自治会、この一つの集落の形態はもう千里ヶ丘団地と一体の形態をなしておるんですが、まだ下水道に繋いでいただけていないんですわ。それでそこで小型合併、合併浄化槽で対応しておる、非常に困っておりますのでね、そういうのは千里ヶ丘、横の団地、大規模団地なんかを繋ぎこんだ時に同時に、幹線管路を入れてやっていただけて同時進行できるような状態にしてやってほしいんですが。地域的にもう一つになってしまってますんで、今のところ。そういうこともやはり考えてやっていただきたいと思います。他の地区でもこういうことはあると思うんです。大きな団地、渋見さんはどうしているかわからんけど。ああいうふうには旧集落があってその横に大規模団地が開発された、そこと生活形態が違うというのはやはり可哀想ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

加治佐会長

最後はお願いということで聞いていただければということですよ。他いかがでしょうか。どうぞ。

関口委員

少し時間も空いてしまったので、なかなかこう資料の内容が入ってこなくて申し訳ないんですけど、その事業として目標としている、これぐらいの理解で合っているかということなんですけど、目標としている汚水処理人口の普及率は結構良い感じで達成してしまっただけで、もっと高い目標値にしますよというのが1つあるんですよ。それでなんで早く達成してもっと高い目標にできるかっていうと、その内訳、汚水処理人口の内訳のうち公共下水道のところの人口が非常に増えたからということですかね。その処理人口の、なんというか内訳が変わったので、普及率が高まったということで、そこに大きく貢献しているのが、志登茂の区域ということなんですか。

加治佐会長

ポイントの1つだと思います。事務局説明をお願いします。

関口委員

そこがすごくいっぱい書いてあるんですけど、あんまりよく理解できなくて、今さらに申し訳ないんですけど。

上下水道事業局次長

委員おっしゃるとおり、これあくまで人口普及率ですので、人口の密集地を整理すれば普及率が上がる、今まで何十年も志登茂エリアがされてなかった、いま津駅周辺の整備をこの基本計画でやっていますので、その整備率が上がると普及率が上がったというふうなことでございます。

関口委員

そうすると、事業の内容もいくつか変わっているところはあるとは思うんですけども、収入としては良い方向にいったるんですか、それとも人口が増えてると、なんか処理量が上がって財政的には良い側にふれてるといったことなのかなと。

加治佐会長

はい、どうぞ。

上下水道管
理局次長

委員、ご所見のとおりだと思います。当然下水道処理の人口が増えれば。その分収益が上がってまいります。逆に言えばその増えた分だけは、維持管理にかかる費用がかかります、かかりますけども、その全体計画を見据えて、施設を整理しておりますので、施設の効率があがるということになりますので、収支的には改善、どんどん改善していく方向に進んでいくということでございます。

上下水道事
業管理者

確かにやね、人口密度の高い所を整理すれば、関口委員、ご所見の通りだと思うんですが、先ほどから水道の方でもお示しさせていただきまし、下水道事業の方でもお示しをさせていただいておるんですが、一時はそういうところを早く整理すれば増えるんですが、時間の経過とともに人口が減少していく、水道の使用量も同じように減っていくということは、その分使用料の収益が落ちてくるということに繋がって参りますので、将来長い状況を踏まえると厳しい状況には変わりはないということでございます。

小黒委員

ちょっと補足させていただきたい、先ほどの質問に対して。本当は、人口密集地で生活している人、あるいは団地、完全な団地計画で団地開発された団地に住んでみえる人、こういった方はもう既に綺麗な浄水の水がいて、下水道も整備されています。道路もきちんと出来てるんです。ところが本当にきれいな水が欲しくて下水道の整備がほしい、これを待っているのは郊外に住んで居る住民なんですよ、そこらを忘れていただくこれ大変なことになると思います。そこも理解してやっていただきたい。経費がかさみます。供用率はなかなか伸びない、人口の少ないところは。でも本当に待っている人らはそこなんです。ですから、密集地の人は管の整備もすぐにできるだろうと思うんですけど、そこら辺り漏れないように皆さん1つお願いしたいと思います。以上です。

加治佐会長

今の質問というより、意見だと思います。

小黒委員

上下水道はインフラの一番基本やでな、頑張ってください。

加治佐会長

私は素人なんですけど今のお話で思い出されるのは、大型団地とかに繋がると、原価が公共下水道の汚水処理の原価は下がるんですよね。下がるから、使用料単価よりも下がる、もっと下がる可能性がある、トンネルの出口が見えてくるという事だと思います。そうしますと、黒字になる、平たく言うと黒字になりますので、地方へも、資金をつぎ込めるようになるという、私はこの見直し案はそういうシナリオかと受け止めたんですけど、違っていましたらその辺りまた、説明お願いしたいんですが、よろしいですか。

上下水道管
理局次長

会長おっしゃられる通り、当然収支が改善して参りますし、大型団地等におきましては、その大型団地の集中浄化の所で迎えに行くという形で接続する形で、下水道の受益がとれるということになります、当然そこはもう管路が末端管路が整備されていますので、新たな投資が必要ではなくて、その管路に、処理場に繋ぎこむことによって、下水道の普及が進むということですので、そういう所がいけば汚水処理原価というのが徐々に下がってくる、ただ、管理者が申し上げた通り今の段階では改善していく方向にあるんですけども、維持管理経費も徐々に上がっていくであろうということも想定されますし、もう何年も前に整備したものについては更新もしていかなければいけませんので、それらの経費がどんどんかさんでくると、今の料金水準で頂いてくると、人口の減少も含めて、収益のほうが悪化してくる、末はです、長い目でみれば、末はそういうことも想定されますが、一旦今の業務、この基本計画でいく令和9年までの間はそういう収益改善の方向を、見定めた形で、人口集中地域の下水道事業の推進を図っていこうということでこの計画を作らせていただいております。

加治佐会長

あと何か質問ご意見ありませんでしたか。どうぞ。

松井委員

小黒副会長様の説明が非常によくわかったのですが、大変申し訳ないですが、こういう会議がある場合、事前に資料をいただくと、少し読み込んで来れますので、大変申し訳ない、この下水道の所あんまり資料が多くて、この1時間少しですと何回も読んでいまやっと分かったような次第ですので、もしよかったら資料事前にいただくとありがたいです。お願いします。

加治佐会長

ぼちぼち時間ですが、評価シートの中では、平準化債について書かれている事務局の回答、結構あったと思うんですが、あの解釈というか説明、平準化債のメリット、デメリットぐらい最後に一言、導入の利点とかリスクとか少し説明いただけたらと思います。いかがですか。

上下水道管
理局次長

下水道の平準化債という起債、借入金ですけれども、これにつきましては、下水道施設を整理する際に、国から起債を借金をさせていただけのんです。これの償還が40年の償還になっています。それで通常の施設の減価償却というのはコンクリート構造物とかであれば50年ということになりますので、この10年の差を埋めるべく財源としてその部分の手立てをしようというのが資本費平準化債という、平準化債という起債になります。この起債は当然残りの10年の不足する資金を補う部分でございますので、10年で償還する形になります。10年償還ですので、借りてくる金額に対しての返済というのは、借りた金額のざっぱくにいえば1/10を、毎年度償還していくというかたちになります。それで施設がどんどん40年の中で、借入いかなければいけませんので、今年間13億円少しですけども、

借りています。これが、徐々には減っていくんですけども、ずっと10億前後を今後10年間ぐらいは借り続けていくということになりますので、借り続けていけば、起債の毎年度の償還が増えていくということになりますので、これは経営自身に非常に大きな影響があります。それでこれを借りなくて済まそうということに借りないようにしようと思えば、不足する部分を、税金で補填をして頂くしかなくなってしまうというこのバランスがありまして、税金での補填を一定程度抑えつつ、借入を抑制していかなければならぬという所があるんですけども、今のままでいけば今借りられる上限額を常に借りています。この上限額が今年度13億6000万でしたっけ。13億6000万を借りていますので、この償還が2年据え置きで、2年後からスタートしますが、だいたい年間1億6000万から、7000万これがずっと増えていきますので、非常にこう、公債費っていいですかね、借金の返済というのが今後、非常に厳しくなってくる。支出における、元金の償還が増えてくるということになるんですけども、以前に借りている、借入金がどんどん終わってきていますので、今しばらくは全体の償却額は減少傾向、毎年度の償還額は減少傾向になるんですけども、その大きな償還が終わってくると、資本費平準化債の償還が増えて参りますので、10年後くらいになるとまた増えてくるという状況が想定されてるところでございます。

加治佐会長

よろしいですか。委員の方、この後、ご意見よろしいですか。どうもありがとうございます。難しそうですが、よろしく願います。ではもし質問ご意見ありませんでしたら、下水につきましては、この程度に留めたいと思います。以上で中間見直しについての審議が終わったということにさせていただきます。以上の2点の見直しについては本日各委員から出されました意見を事務局で整理いただきその確認については会長に一任いただけますでしょうか。

委員

異議ありません。

加治佐会長

ありがとうございます。それではご一任頂きましたので、私のほうで内容を確認したいと思います。それでは最後に協議事項の3その他に移ります。委員の皆様から何かありませんでしょうか。

その他まずは事務局から訂正のお知らせがあるそうですので。はいどうぞ。

水道施設課長

水道の方の基本計画の見直しの方でご議論をいただきまして、その中で小黒委員の方から津市の水源別の割合をとということで、私の方でお答えさせていただいたんですが、その中で数字の方が少し間違えておりまして、訂正させていただきたいと思います。本市の水源別の割合ですが、表流水が当初19%とお答えさせていただきましたが15%。伏流水が19%とお答えさせていただきましたが22%。浅井戸、10mくらいの浅い井戸のほう

が7%とお答えしましたがこちらが4%。深い井戸、深井戸がこちら1%とお答えさせていただきましたところ1%です。それと県営水道の受水なんですが、当初54%とお答えさせていただきましたが、こちらが58%、四捨五入の関係がございますので、実際のところ57.5%なんですが、58%。すみません。お詫びして訂正させていただきたいと思えます。

加治佐会長

ありがとうございます。他は、同様のコメント、ご意見、ご質問ございますか。それでは、特に無いようですのでご意見等出尽くしたということで、本日の協議事項は終了といたします。他に事務局から伝達事項はございませんか。

なお本日の会議録の内容につきましては、これまで同様私のほうで確認しホームページへ掲載いたしますので、ご承知おきください。委員のみなさまには貴重なご意見を頂くとともに議事進行についての格別のご協力を誠にありがとうございました。以上です。

上下水道管理課長

加治佐会長、また委員の皆様、長時間に渡りご協議いただきましてありがとうございます。それでは、閉会にあたりまして上下水道管理局長からご挨拶申し上げます。

上下水道管理局長

【挨拶】

上下水道管理課長

これをもちまして第10回津市上下水道事業経営審議会を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございます。